重大な事故又は不祥事等に関する報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者の主たる

事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

神奈川県立神奈川近代文学館の指定管理者の指定を申請するにあたり、令和７年４月21日から起算して過去３年間に生じた重大な事故又は不祥事等について、次のとおり報告します。

１　重大な事故又は不祥事等の有無

２　発生年月日、発生場所、事件又は不祥事等の別及びその概要

３　発生時の対応及び帰責事由の有無

４　発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

５　現在の状況（紛争継続の有無等）

（留意事項）

重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去３年間に、申請する法人又は申請する法人の役員若しくは職員※１の行為により生じた次のものを指します（「指定管理者制度の運用に関する指針」Ⅳ１(5)イ「中項目、小項目」(10)を参照）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 重大な事故 | | 「神奈川県指名停止等措置要領」第２条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの | |
|  | 行政処分※２ |  | 法人が行う業務に関し、法令等に違反し社会的影響が大きい行政処分（不利益処分） |
| 不祥事 | | 神奈川県職員の「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの | |

※１　対象となる応募法人の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

・ 当該法人の役員又は指定管理業務に従事する職員

※２ なお、「重大な事故」に該当する「行政処分」の判断については、外部評価委員会へ報告して評価を受ける必要があるため、法人が行う業務に関し、法令違反により行政処分（不利益処分）を受けている場合は、県内外の事業所を含め、社会的影響の大小にかかわらず報告の対象となります。